

令和元年第8回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和元年8月25日(木)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時15分

2 会議場所 庄内町役場3階 議場

3 出席委員の席次番号及び氏名(18名)

1番 齋藤 智幸

2番 秋葉 俊一

3番 齋藤 克行

4番 日下部 耕平

5番 阿部 金一郎

6番 佐藤 恒子

7番 高橋 聡

9番 太田 政士

10番 長南 統

11番 高橋 義夫

12番 小林 ひろみ

13番 佐藤 優人

14番 半澤 重幸

15番 佐藤 一

16番 五十嵐 晃

17番 和島 孝輝

18番 佐藤 繁

19番 若松 忠則

4 欠席委員の席次番号及び氏名(1名)

8番 齋藤 敦

5 議長の委員席次番号及び氏名

19番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 富樫 薫

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

主任 佐藤 一視

農地農政専門員 清野 亮

農業経営改善相談員 高橋 茂規

7 会議に付した議案

報告第 14 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について	(8 件)
報告第 15 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(1 件)
議案第 28 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 29 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(1 件)
議案第 30 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(7 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和元年第 8 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況につきまして、報告いたします。本日は、8 番 齋藤 敦 委員より欠席との報告を受けております。 次に、本日配布の資料につきまして報告いたします。「農地法第 5 条の規定による許可申請書に係る土地利用計画図等」、「人・農地プランの実質化について」、「農地パトロール調査結果」、「農業委員費用弁償第 1 期分明細書」、「農協広報 (8 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、令和元年第 7 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和元年第 7 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和元年第 8 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和元年第 8 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようでございますので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 18 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。3 番 齋藤 克行 委員、4 番 日下部 耕平 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告	
	報告第 14 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 14 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第 14 号の資料に基づき、報告を朗読)

	詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 14 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 5 番 阿部 金一郎 委員。
5 番 阿部	5 番 阿部です。 6 番の届出人の権利取得日に推定とあるのですが、聞いたことがないもの のですから、これについて説明をお願いします。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	権利取得日のところですが、通常であれば亡くなられた日が権利取得日 としてこちらに記載されるわけですが、6 番に関しましては亡くなられた 実際の日は分からない、推定この日であろうということでこのように記載 しております。
議長	よろしいでしょうか。
5 番 阿部	はい。
議長	ほかにございませんか。 無いようですので、報告第 14 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による 届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第 15 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、 を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第 15 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第 15 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通 知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第 28 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とい たします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 28 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、清野専門員よりご説明申し上げます。
議長	清野専門員。
清野専門員	(議案第 28 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、15 番 佐藤 一 委員 より、現地調査報告をお願いします。

15番 佐藤	<p>15番 佐藤です。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第3条の規定による賃貸借権設定の案件ですが、8月23日に16番 五十嵐 晃 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の4人で、現地調査を実施しました。</p> <p>今回の2つの案件については、農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>7番 高橋 聡 委員。</p>
7番 高橋	<p>7番 高橋です。</p> <p>2番の件ですが、貸し人は●●●の方の様ですが、借り人とはどういった関係なのか、地主なのか、そのあたりを説明をお願いします。</p>
議長	<p>清野専門員。</p>
清野専門員	<p>土地所有者かどうかという質問内容でございましたが、貸し人の●●●●さんは土地所有者であります。</p>
議長	<p>5番 阿部 金一郎 委員。</p>
5番 阿部	<p>5番 阿部です。</p> <p>関連して2番の件ですが、●●に住んでいる人が●●●の畑を作るということでございますので、ここまで通って耕作をするにはそれなりのバックボーンといいますか、背景があると思いますけれどもそのあたりの説明は何かございますか。またその件に関して、●年間の賃貸借契約の設定というところでございますけれども、申請の段階で説明したうえで、●年ではなくて●年とか、●年のもう少し長い期間を設定してはどうかと思いたいかながでしょうか。いずれにしても合意のうえで農地法第3条の契約を申請してきていますので、今後の検討の課題としてご提案させていただきたいと思いたいます。</p>
議長	<p>清野専門員。</p>
清野専門員	<p>農地法第3条の許可申請ということで提案させていただいてる訳ですが、契約期間の●年間あるいは、●年間の設定についてでございますが、当事者同士の申請でございますので、こちらがこうした方が良くということであれば、それは事前にこのテーブルに出す前に相談ということになるかとは思いますが、今回は●年間設定ということでございます。また、●●に住んでいる人が●●●に来て耕作する件の経過についてですが、それにつきましてはこちらで押さえていないところはあると思いますが、両者でもって賃貸借契約をやるんだということに農地法上の懸念されるようなことがなければ、それはそこまで原因といいますか、こうなったことを改めて問いかけるようなことはしないのではないかなという感じはします。そのへんは委</p>

	とですのでこれは、本日よりと認識すればもう収穫をせずに転用が始まるということでしょうか。お願いします。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	<p>1点目についてでございますが、転用の申請が上がってくる以前の部分についてはこちらでは詳しいところは把握していないということにはなりますが、事前のやり取りで前年の収穫に影響を及ぼしているということはお聞きしております、申請者と当事者の方と話し合いしたものについては会議録的なものを残し、第三者を立てて確認はしているとのことですが、詳細については、こちらでは解ってはいませんが流れとしてはそのようなことで進めていたかと記憶しております。</p> <p>2点目の、期間の問題ですけれども許可日より3ヶ月間とはなっておりますが、予定といたしまして10月1日より12月末日までの工事の予定ということで収穫後、作付けまでの期間で予定になっているようでありますので、そのへんは収穫の時期を外して農作業に影響のない時期に作業ということかと思っております。</p>
議長	4番 日下部 委員。
4番 日下部	その場合、許可日より3ヶ月と言われると我々からすると今日が許可日だと認識しますが間違いでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	<p>許可日の範囲の中で作業をすると聞いております。事前の準備等もあるということでした。許可日から3ヶ月であればその通りでございますが、私の説明が少し不足しております、計画としては10月1日よりということでしたけれども、収穫が10月までには終わってということですが、例えば9月中に終わる可能性もございますので、それでまず今月の案件に載せて終わり次第、作業を始めたいというような流れを持っているということでございます。</p> <p>農地法第5条の許可日の考え方でございますが、本日総会で承認された日からでございます。申し訳ございませんでした。</p>
議長	暫時、休憩します。
	(暫時休憩)
議長	再開します。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	度々申し訳ございません。私の認識不足がございました。許可日より3ヶ月となっておりますが、許可日より本年の12月末日までと訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようであれば、採決したいかがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございませぬ。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p>

	<p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 30 号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第 30 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 30 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 30 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 30 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数により、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	これをもちまして、令和元年第 8 回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉 会	(午前 10 時 15 分)

令和 年 月 日

上記は、令和元年第8回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第8回庄内町農業委員会総会

議長 (席次番号及び氏名)

19番

議事録署名委員 (席次番号及び氏名)

3番

4番

書記